

電波法関係手数料令の一部を改正する政令要綱

第一 改正の内容

無線設備の操作の監督に関する講習及び無線従事者国家試験を受ける者が納めなければならない手数料の額を改定すること。（第十二条及び第十三条関係）

第二 施行期日

この政令は、令和二年四月一日から施行すること。（附則関係）